

平成23年(行ウ)第9号 損害賠償履行請求事件

原告 吉井 博 外117名

被告 御船町長山本孝二

意見陳述

平成24年5月11日

熊本地方裁判所第2民事部合議B係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 板 井 俊



第1 行政裁量論に逃げ込む被告の不当性

被告は、平成21年2月10日の2億円(行為①)、及び、同年5月29日の9279万3000円(行為②)の支出行為については住民監査請求の期間制限(地方自治法第242条2項)の要件を満たさず、平成23年1月31日の国への2億9279万3000円の返還行為(行為③)のみが要件を満たすとした上で、その返還行為の違法性の判断は、それ以前の経緯を一切考えずに行うべきだと主張している。

そして、返還行為の違法性については、補助金適正化法上の返還命令の要件を欠いていた、つまり、法的には国に対して補助金を返還すべき義務を負わなかったにもかかわらず、議会の承諾を取った上で、将来における国との円滑な関係の維持という目的のために、町長に認められる裁量の範囲内で自主返納をしたから、これも適法であるとする。

しかし、山本町長は平成22年4月の議会において、「この補正が組まれない場合は、先ほどお話ししましたように3700万円ほどの加算金が付くということで、これについては議決していただき」と述べ(乙145号、

9頁目上から6行目以降)、同年11月議会においても、執行部からは補助金適正化法に基づく「返還命令が出されることは必須」という認識が提示されており(乙163)、補助金適正化法上の返還義務が発生することが大前提となったことは明白な事実である。したがって、山本町長による国への返還行為は、単なる自主的な返還行為ではなく、実質的には国からの返還命令を背後に控え、事実上強制された補助金返還であったことは明らかである。それとも被告は、仮に、訴外会社に対する補助金交付がなかった場合であっても、「国との円滑な関係構築」という名目で、町長の裁量権があるといつて、支払義務もないのに、国に約3億円を差し上げることが適法というのであろうか。

被告の反論は、要するに、訴外会社への支出行為が杜撰であったために、その点を審理の対象から除外し、返還行為については広汎な行政裁量論に逃げ込むものであって断じて不当である。

第2 行政裁量論だけで正当化などできないこと

平成24年3月23日、大阪地裁は内閣官房報償費(いわゆる官房機密費)の支出文書に関する情報公開訴訟において、一部文書の開示を認める判決を下した(大阪地裁平成19年(行ウ)第92号)。この判例は、我が国で最も高度な裁量を持つであろう内閣官房における金銭の使い道の説明も決して無制限ではなく、一般国民の常識に照らして相当な範囲で公開されなければならないとするものである。我が国で最高の行政裁量を持つ内閣官房ですら一般国民の常識的感覚に拘束されるのであれば、より住民に近い地方自治においては、なおのこと住民意思に配慮した判断が要請されるというべきである。

被告は、竹産業の衰退、中山間地における若年労働者の流出、住民所得の低下という事態の改善のために本件事業が立ちあがっていったと述べる。しかし、現状はどうであろうか。本件では、そもそも事業が成立せず、竹産

業は活性化することもなく雇用も確保できず、住民所得が上がったわけでもなく、御船町民の貴重な財源約3億円が失われたのみである。

御船町の住民が、何一つ御船町民のために活かされないにもかかわらず、3億円もの支出を許すことはおよそ考えられない。本件は御船町が町内会のために寄付をしたという事例などとは全く異なるのであり、町政のために誠実な執行責任を負う町長には、支払義務がないにもかかわらず3億円の町税をわざわざ贈与する裁量はない。

まして、被告は、補助金適正化法上の返還命令の要件を満たしていないというにもかかわらず、山本町長は議会に対し、補助金適正化法の適用があることを前提に、補正予算を通さなければ3,700万円を余計に支出せざるを得なくなると迫っている。しかし、本訴訟における被告の主張を前提とする限り、そのこと自体が議会に対して矛盾する説明を行ったものと言わざるを得ない。そのような説明をしておきながら、本訴訟では「議会としては、町長の趣旨に賛同しないのであれば、任意返還のための予算を否決すべきだった」と言い放つ態度は、議会に対する侮辱である。

さらに、今回の財源に用いられた財政調整基金は地方財政法により設置が義務づけられたものであるが(同法第4条の3)、その処分のためには「災害時の財源」などの限定された要件を満たす必要がある(同法第4条の4)。しかし、山本町長からそのような説明がなされた形跡はなく、本件支出は地方財政法にも反するものである。

このような事情がある本件において、支出行為の適法性に触れることなく、返還行為が行政裁量により適法とされるのであれば、それは、もはや住民による地方財政の適正化という法の趣旨自体を放棄するに等しい結果となることは明らかである。

第3 支出行為(あるいは怠る事実)を審理の対象とすべきこと

原告らは、このような認識を前提にして、訴外会社への支出行為を真正

面から審理の対象とすべきであると主張し、住民監査請求の期間制限を遵守していることを繰り返し主張している。今回提出した第5準備書面において、山本町長が「財産の管理」を「怠る事実」があったことを追加して主張しているが、これも常識的な住民意思に反して返還行為のみを審理の対象とし、行政裁量論に逃げ込む被告の応訴態度の不当性を訴えるものである。

第4 本件で支出行為を審理の対象としても法的安定性は害されないこと

被告が、支出行為を審理の対象とすべきでないとする理由は、要するに、法的安定性を害するという点にある。しかし、本件では、訴外会社が自己資金を調達する以前に山本町長の独断で2億円を支出し、日本政策金融公庫からの融資が拒絶されて以降、〇〇〇〇氏の資産調査もせずに（甲24）、同氏の作成にかかる融資金額の記載もない僅か2枚の確約書（甲22、23）のみを信じて、さらに9279万3000円した後の平成21年6月に融資拒絶の事実が明らかにされたものである。そして、それ以降、議会では本件事業についても議論が繰り返され、平成22年4月と同年11月議会で補助金適正化法の適用を前提とした補正予算審議が行われ、平成23年1月31日に御船町に損害が発生した後、住民監査請求となり、本件住民訴訟に発展した。

この経緯の中で、本件事業の最大の原因ともいえる訴外会社への支出行為が、「過去のもの」となったことは一度もない。したがって、本件訴訟で訴外会社への支出行為を審理の対象とすることは「過去の法的問題を蒸し返す」ものではないのである。したがって、単に法的安定性を害するという被告の主張は何ら説得力を持たない。

第5 結論

以上のとおり、本件では訴外会社への支出行為を含めて審理が行われるべきことは明らかである。裁判所におかれては、住民意思を可能な限り尊重していただき、早期に本案審理に進む訴訟指揮を行っていただきたい。

以上